8 ゆ技施第 114 号

近接施工協議マニュアル

令和 8 年 10 月 7 日

（株）ゆりかもめ　技術部

目　次

第１章　総則
１．１　目的……2
１．２　用語の定義……3
１．３　近接施工一般……4
１．４　近接程度の区分……5
１．５　作業条件……6
１．５．１　作業内容による作業条件……6
１．５．２　当社発注の工事等における作業条件……9
１．６　安全管理者の要件……9
１．７　管理値……9
１．８　近接施工協議書の構成……10
１．９　近接施工協議・通知の実務作業……11
１．９．１　近接施工協議のフロー……11
１．９．２　近接施工通知のフロー……11
１．１０　変更協議・変更通知……12

第２章　付録
・近接施工協議書
・近接施工通知書
・工事着手届
・工事完了届
・変更協議書
・変更通知書

近接施工協議マニュアル

第１章　総則

１．１　目的

本マニュアルは、ゆりかもめ（以下、当社と言う。）の既設構造物に近接して実施される工事等により地盤や既設構造物に想定外の変位や応力が発生し、列車の運行に支障を与える、あるいは構造物の安全性及び耐久性を低下させる等の有害な影響が生じないように、安全かつ合理的な近接施工の計画、調査、設計、施工ならびに計測を行うための基本的事項及び近接施工協議の指針を示すものである。

なお、本マニュアルに記載されていない事項については（公財）鉄道総合技術研究所発行の「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」に準拠する。

【解説】
近接施工協議の根拠は、以下の通りとなる。
建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日　国土交通省告示第 496 号）
（土木工事編）
第６章　軌道等の保全
第 40　鉄道事業者との事前協議

１ 発注者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、あらかじめ鉄道事業者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない。
一 鉄道事業者に委託する工事の範囲
二 工事中における軌条、架線等の支持方法
三 工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
四 軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
五 工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合の取りはずし方法、実施時間等
六 相互の連絡責任者及び連絡方法
七 その他、軌道保全に関し必要な事項
八 前各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置
２ 発注者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道事業者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道事業者と協

議しなければならない。

（建築工事等編）
第 2 章　一般事項
第 28　鉄道及び軌道敷近傍での作業

1 発注者は、鉄道及び軌道敷に近接した場所で建築工事等を施工させる場合においては、保全に関し必要な事項を鉄道事業者と協議しなければならない。

１．２　用語の定義

本マニュアルでは、用語を次のように定義する。

近接施工
（１）工事等が直接、列車の安全保安や車両や鉄道施設および第三者に影響を与えるおそれがある場合
（２）工事等により発生する地盤や施設の変位が列車の運行に支障を与える、または、施設の応力が許容値を超えるおそれのある場合

工事等
土木工事・建築工事・調査等

近接施工の区分
本マニュアル１．４　近接程度の区分に記載の近接施工の区分

安全管理者
本マニュアル１．６　安全管理者の要件に記載の要件を満たす者

線路内作業責任者
（株）ゆりかもめ受注者認定に関する要領第 2 章認定第 4 条（線路内作業責任者）の線路内作業責任者

近接施工協議
建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき実施する近接施工のうち、当社施設への影響が大きく、当社からの施工条件の指示が特別必要であると考えられるものについて、業者と当社間で行う協議

近接施工通知

建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき実施する近接施工のうち、当社施設への影響が小さく、当社からの施工条件の指示が特別不要であると考えられるものについて、業者から行われる通知

近接施工対象外

「１．５．１　作業内容による作業条件」のいずれにも該当しない作業

１．３　近接施工一般

当社既設構造物近傍に計画された近接施工については、下記の項目について十分な調査、検討を行う。

（１）調査
　１）地盤調査
　２）既設構造物の調査
　３）既往近接施工の調査
（２）近接施工の計画
　１）近接施工の位置および種類と形式
　２）近接程度の判定
（３）影響予測
　１）許容値
　２）既設構造物の変位および応力の予測
　３）地盤の安定
（４）対策
　１）新設構造物の対策方法
　２）既設構造物の対策方法
（５）計測管理
　１）管理値
　２）計測方法

１．４　近接程度の区分

近接程度は、図１の通り次の３つの場合に区分する。また、以下の区分の範囲を近接施工協議の対象とする。

（A）制限範囲（営業時間外）…安全運行に支障を及ぼす恐れがある範囲（営業時間内は作業不可）

（B）制限範囲…当社施設への影響が考えられる範囲

（C）要注意範囲…当社施設への影響がまれにあると考えられる範囲

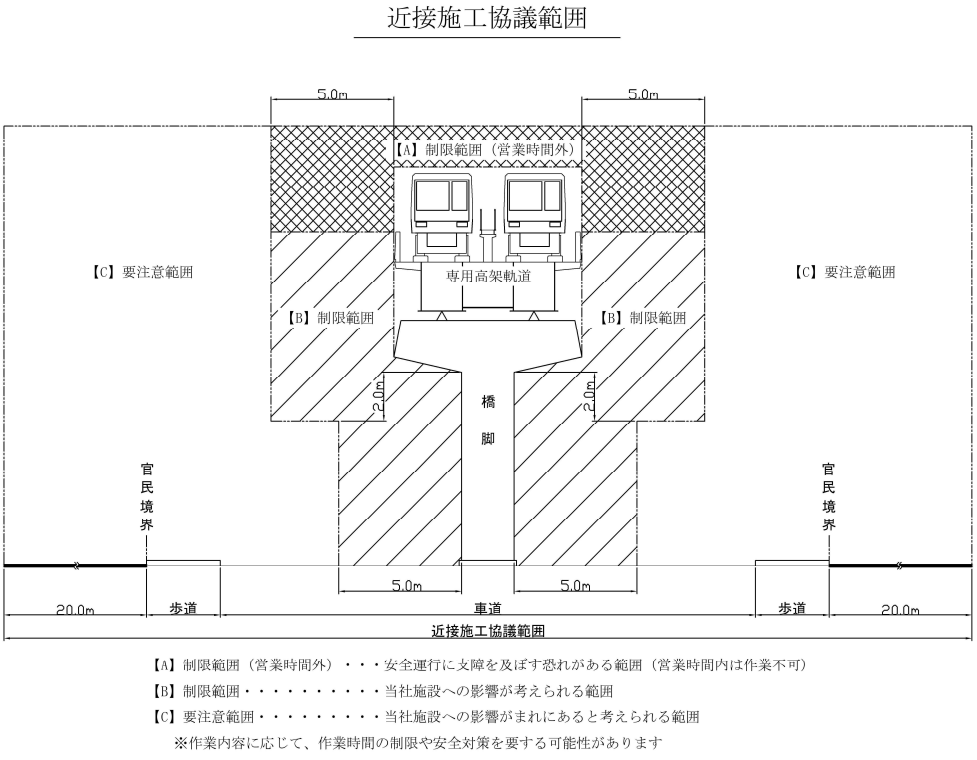


図１　近接施工協議範囲図

１．５　作業条件

作業内容による作業条件の扱いは、以下の通りとする。

１．５．１　作業内容による作業条件

①重機の使用場所による作業条件（一般部）

重機の使用場所による作業条件（一般部）の扱いは、表１の通りとする。表中の重機の使用場所は、１．４　近接程度の区分に記載の範囲とする。

表１　重機の使用場所による作業条件（一般部）

重機の使用場所	作業条件
（A）制限範囲 （営業時間外）	営業時間外（0:55～4:00） 線路内作業責任者の配置
（B）制限範囲	安全管理者の配置
（C）要注意範囲	条件無し

※線路内作業責任者の配置場所に関しては、ゆりかもめ上部の場合は線路内、それ以外の場合は線路外とする。

※クレーン・高所作業車等の長尺な重機を使用する作業については、別途１．５．１　③を考慮する。

②重機の使用場所による作業条件（RB 支障物進入防止柵設置箇所）

重機の使用場所による作業条件（RB 支障物進入防止柵設置箇所）の扱いは、表２の通りとする。

表２　重機の使用場所による作業条件（RB 支障物進入防止柵設置箇所）

重機の使用場所	作業条件
ゆりかもめ上部	営業時間外（0:55～4:00） 線路内作業責任者の配置
臨港道路内側及びその上部	
臨港道路外側及びその上部	安全管理者の配置

※線路内作業責任者の配置場所に関しては、ゆりかもめ上部の場合は線路内、臨港道路内側及びその上部の場合は線路外とする。

③クレーン・高所作業車等の長尺な重機を使用する作業

クレーン・高所作業車等の長尺な重機を使用する作業については、長尺な重機の転倒時の軌跡が当社構造物に支障する場合において、安全管理者の配置を条件とする。

④線路内に落下物が生じる可能性のある作業及び軌道内への立ち入りを伴う作業

線路内に落下物が生じる可能性のある作業及び軌道内への立ち入りを伴う作業については、全ての作業において、営業時間外（0:55～4:00）及び線路内作業責任者の配置を条件とする。また、業務通報の発行が必要となる。

⑤仮設足場の設置又は撤去を伴う作業

仮設足場の設置又は撤去を伴う作業については、仮設足場が倒壊及び転倒時に当社構造物に支障する可能性がある場合は、安全管理者の配置を条件とする。

また、設置後の地震時及び強風時の点検並びに点検結果の報告を行うこと。

⑥駅構内及び連絡通路周辺の作業

駅構内及び連絡通路周辺の作業条件の扱いは、表３の通りとする。

表３　駅構内及び連絡通路周辺の作業

作業場所	作業内容	作業条件
駅構内	全ての作業（軽微なものを除く）	安全管理者の配置 （業務通報の発行）
連絡通路周辺	駅利用者の動線に影響がある作業	

⑦道路掘削・杭打ち及び既設杭撤去を伴う作業

道路掘削・杭打ち及び既設杭撤去を伴う作業については、影響予測の検討及び計測管理の要否を「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」に準拠し、決定する。また、当該作業による昇降機の停止が発生した場合、その復旧費用を補償することを条件とする。

ただし、掘削の深さが 1.5m 未満のものについてはこの限りではない。

⑧ドローンの使用がある作業

ドローンの使用がある作業の作業条件の扱いは、図 2 の通りとする。

（D）飛行禁止範囲…ドローンの飛行が出来ない範囲

（E）協議対象範囲…協議の上、ドローンの飛行が出来る範囲

（E）協議対象範囲においてドローンの使用がある場合は、安全管理者の配置を条件とする。

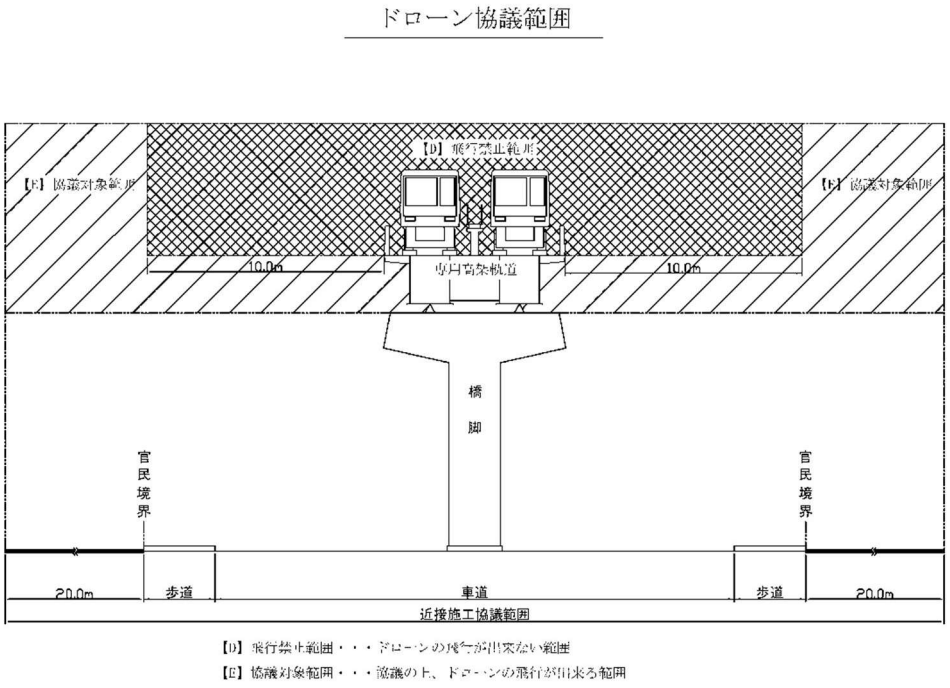


図 2　ドローンの使用がある作業

上記の通り、１．５．１の作業内容による作業条件を設けるが、当社施設への損傷を与える可能性がある作業の場合は、作業条件を追加する等、柔軟に対応することとする。

１．５．２　当社発注の工事等における作業条件

当社発注の工事等において、１．４　近接程度の区分に記載の（A）制限範囲（営業時間外）に該当する範囲の工事等については線路内作業責任者、（B）制限範囲に該当する範囲の工事等のうち重機等の使用がある工事等については、安全管理者の配置をすることとする。

１．６　安全管理者の要件

安全管理者の要件は、以下の事項を満たすものとする。

・工事の元請業者の職員であること。
・工事内容を十分に理解していること。
・重機を使用する場合は、その重機の安全対策について、十分に理解していること。
・当社の安全管理者としての講習を受講済みであること。

なお、安全管理者の要件を満たす者が、講習受講後１年以内に同一工種の他工事に安全管理者として従事する場合は、講習の受講を省略出来ることとする。

１．７　管理値

近接施工では、一般の場合より短期間で軌道の変位が進行する恐れがあるため、安全性を考えて以下の通り管理値を定める。

表４　管理値

	水平変位（橋脚）	沈下（橋脚）	傾斜（橋脚）
一次管理	±4mm	±4mm	±2 分 40 秒
二次管理	±5mm	±7mm	±3 分 20 秒

「水平変位」「傾斜」は、JR の架道橋橋台・橋脚の許容値を参考にした。「沈下」の管理値は、（株）ゆりかもめ鉄道施設実施基準第 59 条（案内軌条の整備）の整備基準値を参考にした。

施工中一次管理値に達した場合は、施工法の妥当性を検討し、管理体制を強化する。

施工中二次管理値に達した場合は、施工中の工事を一旦中止する。

１．８　近接施工協議書・通知書の構成

近接施工協議書・通知書の構成は、以下の通りとする。

（１）協議書・通知書の鑑
（２）概要書
（３）案内図
（４）平面図
（５）断面図
（６）工程表
（７）緊急連絡網
（８）近接施工の施工方法・安全対策
（９）担当が別途指示するもの

【解説】
（１）第二章　付録の様式を用いる。
（２）近接施工の概要を記載する。
（３）近接施工の施工場所を記載する。
（４）近接施工の詳細な平面図を記載する。掘削、重機の使用等がある場合は、当社施設との離隔、転倒時の軌跡を記載する。
（５）近接施工の詳細な断面図を記載する。掘削、重機の使用等がある場合は、深さ等を記載する。
（６）近接施工に該当する部分の工程表を記載する。
（７）関係する連絡先及び当社の連絡先として、「(株）ゆりかもめ施設課　平日昼間 03-3529-7783　休日夜間 090-2459-7546」を記載する。
（８）近接施工の施工方法及び安全対策を記載する。安全対策は、当社施設の防護・監視員の配置等を想定する。
（９）その他、当該近接施工に必要な情報を記載する。

１．９　近接施工協議・通知の実務作業

１．９．１　近接施工協議のフロー

近接施工協議のフローを以下に示す。

<table>
<tr><td>近接施工業者</td><td></td><td>当社技術部施設課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①協議の要否問い合わせ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>→</td><td rowspan="2">②協議の要否の判断</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③協議書の作成</td><td>←</td></tr>
<tr><td>→</td><td rowspan="2">④回答書の作成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤工事着手届の作成</td><td>←</td></tr>
<tr><td>→</td><td rowspan="2">⑥工事着手届の受理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦着工</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧竣工</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑨工事完了届の作成</td><td></td></tr>
<tr><td>→</td><td rowspan="2">⑩工事完了届の受理
（協議完了）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

なお、工事着手届・工事完了届は第二章　付録の様式を用いる。

１．９．２　近接施工通知のフロー

近接施工通知のフローを以下に示す。

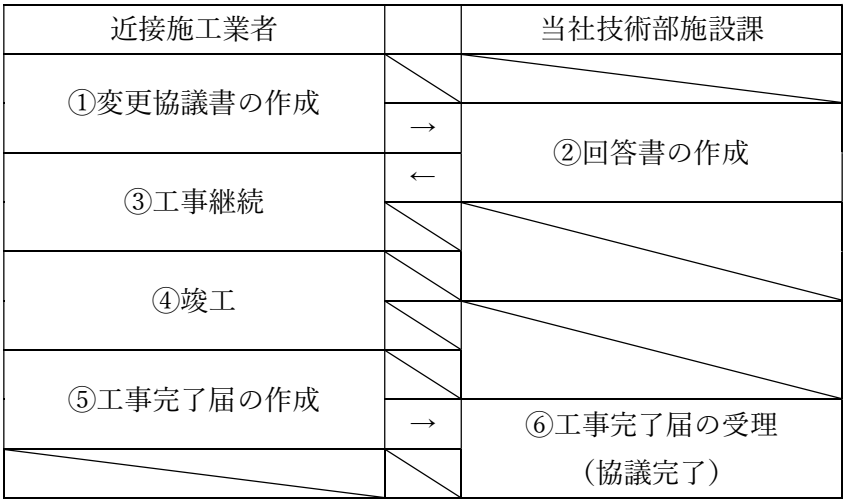
<table>
<tr><td>近接施工業者</td><td></td><td>当社技術部施設課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①協議の要否問い合わせ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>→</td><td rowspan="2">②協議の要否の判断</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③通知書の作成</td><td>←</td></tr>
<tr><td>→</td><td rowspan="2">④通知書の受理
（通知完了）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

１．１０　変更協議・変更通知

近接施工協議書・通知書を受理後に、工事内容に変更が生じた場合は、第二章　付録の様式にて変更協議・変更通知を行う。

（１）変更協議

施工場所・施工工法の変更等が発生した場合は、変更協議書を用いて変更協議を行う。変更協議のフローを以下に示す。



（２）変更通知

工期の変更等の軽微な変更が発生した場合は、変更通知書を用いて変更通知を行う。変更通知のフローは、１．９．２に記載の近接施工通知のフローを参考にする。

附則

本マニュアルは、平成 20 年 12 月 1 日より制定し施行する。

本マニュアルは、令和 4 年 4 月 1 日より改定し施行する。

本マニュアルは、令和 5 年 4 月 1 日より改定し施行する。

本マニュアルは、令和 7 年 11 月 1 日より改定し施行する。

本マニュアルは、令和 8 年 10 月 7 日より改定し施行する。

第２章　付録

令和〇〇年〇月△△日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　〇〇　〇〇　様

〇〇都△△区□□〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
（代表者指名）　　印

〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（協議）

標記の件について、下記の通り△△工事の実施について協議します。

記

1. 工事件名　〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

2. 施工場所　ゆりかもめ　　駅～　　駅間　Ｐ〇〇橋脚付近
区　　丁目　　番地　　～　　区　　丁目　　番地

3. 施工内容

4. 施工業者　〇〇株式会社　△△支店　□□作業所

5. 工事期間　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

6. 添付書類

7. 連絡先　現場代理人　〇〇　〇〇
TEL
FAX

令和〇〇年〇月△△日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　〇〇　〇〇　様

〇〇都△△区□□〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
（代表者指名）　　印

〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（通知）

標記の件について、下記の通り△△工事の実施について通知します。

記

1. 工事件名　〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

2. 施工場所　ゆりかもめ　　駅～　　駅間　Ｐ〇〇橋脚付近
区　　丁目　　番地　　～　　区　　丁目　　番地

3. 施工内容

4. 施工業者　〇〇株式会社　△△支店　□□作業所

5. 工事期間　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

6. 添付書類

7. 連絡先　現場代理人　〇〇　〇〇
TEL
FAX

工　事　着　手　届

令和００年００月００日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　○　○　　○　○　殿

○○都△△区□□○丁目○－○
○○株式会社
（代表者指名）　　印

下記のとおり着手したいので届けます。

許可番号	
許可年月日	
工事件名	
工事場所	
工　　期	
着手年月日	
［備考］	

工　事　完　了　届

令和００年００月００日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　○　○　　○　○　殿

○○都△△区□□○丁目○－○
○○株式会社
（代表者指名）　　印

下記のとおり完了したので届けます。

許可番号	
許可年月日	
工事件名	
工事場所	
工　　期	
完了年月日	

令和〇〇年〇月△△日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　〇〇　〇〇　様

〇〇都△△区□□〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
（代表者指名）　　印

〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（変更協議）

令和〇〇年〇月〇日付にて提出しました近接施工協議の内容について、一部変更がありましたので協議します。

記

1.　許可番号　　〇〇ゆ技施第〇〇号（令和〇〇年〇〇月〇〇日）

2.　変更内容
（１）近接施工期間
（変更前）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（変更後）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（２）施工場所
（変更前）
（変更後）
（３）施工方法
（変更前）
（変更後）

3.　添付資料

4.　連絡先

令和〇〇年〇月△△日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　〇〇　〇〇　様

〇〇都△△区□□〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
（代表者指名）　　印

〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（変更協議）

令和〇〇年〇月〇日付にて提出しました近接施工通知の内容について、一部変更がありましたので協議します。

記

1.　通知文書名　　〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（通知）
（令和〇〇年〇〇月〇〇日付）

2.　変更内容
（１）近接施工期間
（変更前）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（変更後）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（２）施工場所
（変更前）
（変更後）
（３）施工方法
（変更前）
（変更後）

3.　添付資料

4.　連絡先

令和〇〇年〇月△△日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　〇〇　〇〇　様

〇〇都△△区□□〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
（代表者指名）　　印

〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（変更通知）

令和〇〇年〇月〇日付にて提出しました近接施工協議の内容について、一部変更がありましたので通知します。

記

1.　許可番号　　〇〇ゆ技施第〇〇号（令和〇〇年〇〇月〇〇日）

2.　変更内容
（１）近接施工期間
（変更前）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（変更後）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3.　添付資料

4.　連絡先

令和〇〇年〇月△△日

株式会社　ゆりかもめ
技術部長　〇〇　〇〇　様

〇〇都△△区□□〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
（代表者指名）　　印

〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（変更通知）

令和〇〇年〇月〇日付にて提出しました近接施工通知の内容について、一部変更がありましたので通知します。

記

1.　通知文書名　　〇〇工事に伴うゆりかもめとの近接施工について（通知）
（令和〇〇年〇〇月〇〇日付）

2.　変更内容
（１）近接施工期間
（変更前）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（変更後）令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
（２）施工場所
（変更前）
（変更後）
（３）施工方法
（変更前）
（変更後）

3.　添付資料

4.　連絡先